

OES 大槻電気通信株式会社
雇用管理情報取扱規程

第1条（目的）

本規程は、個人情報保護基本規程第3条第3項にもとづき、大槻電気通信株式会社（以下「当社」という）の従業員の個人情報の取扱いに関する基本的な規則を定める。

第2条（適用）

1. 本規程において「従業員」とは、当社との委任契約又は雇用契約に基づき役員、従業員、契約社員、アルバイト又はパートであるもの、これらになろうとするもの、及びなろうとしたもの、並びに過去においてこれらであったものをいう。
2. 本規程は、従業員の個人情報について適用を受ける。
3. 本規程に定めのない事項は、個人情報保護基本規程によるものとする。

第3条（責任）

1. 個人情報管理責任者は、本規程を定めこれを運用する責任を有する。
2. 人事部門の責任者は、従業員の個人情報の管理責任者（以下「管理責任者」という）として、本規程の運用を管理するとともに、従業員の個人情報を取り扱う担当者を選任し、その権限を明確にした上で、当該担当者の従業員の個人情報の取扱いに関する指導、監督、教育及び研修を行う責務を有する。

第4条（基本原則）

1. 当社は、従業員の個人情報の取扱いについて、個人情報保護規程第2条（基本原則）に規定する法令等の他、以下の指針等を遵守することとする。
 - （1）厚生労働省「労働者等の個人情報保護に関する行動指針」
 - （2）厚生労働省「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」
 - （3）厚生労働省「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」
 - （4）厚生労働省「個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針」
 - （5）その他、厚生労働省他の関係省庁が公表する指針又はルール等の内、当社の事業に関連するもの

第5条（取得）

1. 当社は、個人情報を収集する場合には、利用目的を特定した上で、原則として本人から直接収集するものとする。ただし法令等または指針等に定めがある場合はこの限りではない。
2. 当社は、本人から書面等により直接個人情報を取得する場合は、原則としてあらかじめ本人に対し利用目的を明示し、本人の口頭又は書面による同意を得るものとする。また本人から書面等によらず直接個人情報を取得する場合、若しくは本人以外から間接的に個人情報を取得する場合は、原則として利用目的を公表する。

第6条（特定の機微な個人情報の取得）

1. 当社は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令に定めがある場合及び特別な職業上の必要性がある場合その他業務の適正な実施に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでない。
 - (1) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - (2) 思想、信条及び信仰
2. 当社は、従業員の個人情報のうち、医療上の個人情報を収集してはならない。ただし次に掲げる場合はこの限りではない。
 - (1) 特別な職業上の必要性
 - (2) 労働安全衛生及び母性保護に関する措置
 - (3) 前二号のほか、労働者等の利益になることが明らかであって、医療上の個人情報を収集することに相当の理由があると認められるもの

第7条（特定の取得方法）

1. 当社は、原則として従業員に対し次に掲げる検査を行ってはならない。
 - (1) うそ発見器その他類似の真偽判定機器を用いた検査
 - (2) HIV検査
 - (3) 遺伝子診断
2. 当社は、従業員に対し、性格検査その他類似の検査を行う場合には、原則として事前にその目的、内容等を説明した上で、本人の明確な同意を得るものとする。

第8条（モニタリング）

当社は、職場において、従業員に関しビデオカメラ、コンピュータ等によりモニタリング(以下「モニタリング」という。)を行う場合には、原則として従業員に対し、実施理由、実施時間帯、収集される情報内容等を事前に通知するとともに、プライバシーに関する本人の権利を侵害しないよう配慮するものとする。

第9条（個人情報の提供の原則）

1. 当社は、原則として従業員の個人情報の第三者への提供を行ってはならない。
2. 出向予定者等の出向先への個人情報の提供については、法令等における第三者提供の例外として、当社と出向先と共同利用をすることとし、法令等に定める事項を本人が容易に知りうる状態に置くこととする。

第10条（開示等の求めへの対応）

1. 当社は、あらかじめ、従業員代表等と必要に応じ協議した上で、従業員本人から開示を求められた保有個人データについて、その全部又は一部を開示することによりその業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当するとして非開示とすることが想定される保有個人データの開示に関する事項を定め、労働者等に周知させるための措置を講ずるよう努めることとする。
2. 当社は、保有個人データの開示等に関する事項その他、従業員の個人情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは、あらかじめ従業員代表等に通知し、必要に応じて、協議を行うこととする。

第11条（安全管理措置）

管理責任者、及び従業員の個人情報を取り扱う従業者は、従業員の個人情報の取扱いにつき、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 原則として当初目的の範囲内において、また業務の遂行上必要な限りにおいてこれを取り扱わなければならない。
- (2) 取扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱わなければならない。
- (3) 業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。その業務に係る職を退いた後も同様とする。
- (4) 収集目的に照らして保管する必要がなくなった従業員の個人情報を、速やかに破棄又は削除しなければならない。
- (5) 収集目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態であるよう点検・更新しなければならない。
- (6) 従業員の個人情報の具体的な保護措置に習熟するための教育・研修を定期的に受けなければならない。

第12条（委託先の監督）

1. 管理責任者は、従業員の個人情報の取扱いの委託に当たって、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けなければならない。

2. 従業員の個人情報を取り扱う担当者は、以下の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 従業員の個人情報の取扱いの委託に当たって、前項に規定された基準に基づき、適正に委託先を選定すること。
 - (2) 委託先との間で、当社が定める個人情報の保護に関する契約を締結すること。
 - (3) 委託先の個人情報の管理及び取扱いが、前項の契約に基づき適正に行われていることを定期的に確認し、管理責任者に定期的に報告すること。

第13条（医療情報）

管理責任者は、従業員の個人情報のうち、特に医療上の個人情報の保管及び取扱いのルールを別途策定し、そのルールに基づき管理を行わなければならない。

附則

1. 本規程は、取締役会の承認により制定改廃を行う。
2. 本規程は、有限会社東北消防設備管理センターにも適用する。
3. 本規程は、2005年4月1日より施行する。